

一般社団法人静岡県医師会会長 様
公益社団法人静岡県病院協会会長 様
公益社団法人静岡県薬剤師会会長 様

静岡県感染症対策担当部長

静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業費補助金
交付要綱の改正について（通知）

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症検査無料化事業においても、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記について、国通知に伴い下記のとおり改正されたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員への周知をお願いします。

記

1 国通知

令和 4 年 7 月 26 日付け内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡
「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取り扱いについて」

2 改正内容の概要

- ①検査実施期間（概ね1ヶ月ごと）の一日当たりの検査件数を算出し、上限額等が変動
②PCR等検査費用の補助上限額及び各種経費の基準額の変更

経費・検査種別		改正前	改正後	
			1日当たりの検査件数	上限額(税込)
検査経費 (検査キット 原価)	PCR検査 抗原定量検査	7,000円	1日50件以下	7,000円
			1日50件を超える	5,000円
	1日100件を超える		3,000円	
	抗原定性検査	1,500円	(変更なし) 1,500円	
各種経費等		3,000円	1日50件以下	2,500円
			1日50件を超える	1,800円
			1日100件を超える	1,100円

3 施行日

令和 4 年 8 月 29 日から
※令和 4 年 7 月 29 日付け感新推第 405 号により通知済

4 その他

交付要綱及び申請書等は県ホームページで閲覧・ダウンロード可能です。
<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/ncov-kensajigyou.html>

担 当：健康福祉部感染症対策局
新型コロナウイルス対策推進課機動第 4 班
電 話：054-221-2727

静岡県薬剤師会
4.10.11
第 768 号

静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年12月22日から施行する。ただし、第2ウの事業は令和3年11月26日以降に実施した検査体制整備について適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年3月30日から施行し、令和4年1月26日から適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年4月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年7月12日から施行し、令和4年7月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年12月22日から施行する。ただし、第2ウの事業は令和3年11月26日以降に実施した検査体制整備について適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年3月30日から施行し、令和4年1月26日から適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年4月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年7月12日から施行し、令和4年7月1日から適用する。</p> <p><u>この要綱は、令和4年10月7日から施行し、令和4年8月29日から適用する。</u></p>

別表 1

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額															
定着促進事業	(1) 及び (2) の合計額 (1) 検査キット原価 ①仕入れ日が令和3年12月30日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td>3,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)	抗原定性検査	3,500円(税込)	無症状の者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組みのために必要な検査に要する費用	第2欄に定める基準額に検査数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の合計からその他の収入を控除した金額のいずれか少ない方の額									
	区分	上限額																
PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)																	
抗原定性検査	3,500円(税込)																	
②仕入れ日が令和3年12月31日から令和4年3月31日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施事業者</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査</td> <td>医療機関以外</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>及び抗原定量検査の場合</td> <td>医療機関(他機関へ検査委託)</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療機関(自院で検査実施)</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td></td> <td>3,000円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		3,000円(税込)			
区分	実施事業者	上限額																
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																
抗原定性検査		3,000円(税込)																
一般検査事業	③仕入れ日が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施事業者</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査</td> <td>医療機関以外</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>及び抗原定量検査の場合</td> <td>医療機関(他機関へ検査委託)</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療機関(自院で検査実施)</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td></td> <td>1,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		1,500円(税込)	感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請(感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づくものに限る。)に応じて受検した検査に要する費用	第2欄に定める基準額に検査数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の合計からその他の収入を控除した金額のいずれか少ない方の額
	区分	実施事業者	上限額															
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																
抗原定性検査		1,500円(税込)																
④仕入れ日が令和4年7月1日以降の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td>1,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)	抗原定性検査	1,500円(税込)												
区分	上限額																	
PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)																	
抗原定性検査	1,500円(税込)																	
(2) 各種経費等 1回あたり一律3,000円(税込)																		

別紙 1

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額															
定着促進事業	(1) 及び (2) の合計額 【1】検査日が、令和4年8月28日以前 (1) 検査キット原価 ①仕入れ日が令和3年12月30日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td>3,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)	抗原定性検査	3,500円(税込)	無症状の者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組みのために必要な検査に要する費用	第2欄に定める基準額に検査数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の合計からその他の収入を控除した金額のいずれか少ない方の額									
	区分	上限額																
PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)																	
抗原定性検査	3,500円(税込)																	
②仕入れ日が令和3年12月31日から令和4年3月31日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施事業者</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査</td> <td>医療機関以外</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>及び抗原定量検査の場合</td> <td>医療機関(他機関へ検査委託)</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療機関(自院で検査実施)</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td></td> <td>3,000円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		3,000円(税込)			
区分	実施事業者	上限額																
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																
抗原定性検査		3,000円(税込)																
一般検査事業	③仕入れ日が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施事業者</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査</td> <td>医療機関以外</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>及び抗原定量検査の場合</td> <td>医療機関(他機関へ検査委託)</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療機関(自院で検査実施)</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td></td> <td>1,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		1,500円(税込)	感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請(感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づくものに限る。)に応じて受検した検査に要する費用	第2欄に定める基準額に検査数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の合計からその他の収入を控除した金額のいずれか少ない方の額
	区分	実施事業者	上限額															
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																
抗原定性検査		1,500円(税込)																
④仕入れ日が令和4年7月1日以降の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td>1,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)	抗原定性検査	1,500円(税込)												
区分	上限額																	
PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)																	
抗原定性検査	1,500円(税込)																	
(2) 各種経費等 1回あたり一律3,000円(税込)																		

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額								
定着促進事業	【1】検査日が、令和4年8月28日以前 (1) 検査キット原価 ア) PCR検査等(上限額) ①1日あたりの検査件数(実施機関(施設)ごとに検査に際して定め各種検査)における検査実施場所(店舗・拠点等)ごとの検査件数(PCR検査等と抗原定性検査の合計件数)を当該検査実施場所(店舗・拠点等)ごとの営業日数で割った数値、以下同じ。)が30件以下の場合 1日あたりの総検査件数に占めるPCR検査等の件数の割合に30件を乗じて得た額以下の件数については、検査1件あたり2,000円(税込) ②1日あたりの総検査件数が30件を超える場合、かつ、100件以下の場合 1日あたりの総検査件数に占めるPCR検査等の件数の割合に30件を乗じて得た額を超える件数については、検査1件あたり4,000円(税込) ③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合 1日あたりの総検査件数に占めるPCR検査等の件数の割合に100件を乗じて得た額を超える件数については、検査1件あたり4,000円(税込)										
	イ) 抗原定性検査(上限額) 1回あたり1,000円										
(2) 各種経費等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経費(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①1日あたりの総検査件数が30件以下の場合</td> <td>検査1件あたり2,000円</td> </tr> <tr> <td>②1日あたりの総検査件数が30件を超える場合、かつ、100件以下の場合</td> <td>1日あたりの総検査件数が30件を超える件数については、検査1件あたり4,000円</td> </tr> <tr> <td>③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合</td> <td>1日あたりの総検査件数が100件を超える件数については、検査1件あたり4,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	経費(税込)	①1日あたりの総検査件数が30件以下の場合	検査1件あたり2,000円	②1日あたりの総検査件数が30件を超える場合、かつ、100件以下の場合	1日あたりの総検査件数が30件を超える件数については、検査1件あたり4,000円	③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合	1日あたりの総検査件数が100件を超える件数については、検査1件あたり4,000円		
区分	経費(税込)										
①1日あたりの総検査件数が30件以下の場合	検査1件あたり2,000円										
②1日あたりの総検査件数が30件を超える場合、かつ、100件以下の場合	1日あたりの総検査件数が30件を超える件数については、検査1件あたり4,000円										
③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合	1日あたりの総検査件数が100件を超える件数については、検査1件あたり4,000円										

検査体制整備事業	<p>1箇所あたり上限1,300,000円(税込)</p> <p>※ただし、令和3年度又は令和4年度に必要な初年度設備に要する費用に係る補助を既に受けている場合は、当該箇所に係る既補助額を上限額から減じた額とする。</p>	<p>定着促進事業及び一般検査事業の実施にあたり必要な初年度設備に要する費用</p>	<p>第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額</p>
----------	---	--	--

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額
検査体制整備事業	<p>1箇所あたり上限1,300,000円(税込)</p> <p>※ただし、令和3年度又は令和4年度に必要な初年度設備に要する費用に係る補助を既に受けている場合は、当該箇所に係る既補助額を上限額から減じた額とする。</p>	<p>定着促進事業及び一般検査事業の実施にあたり必要な初年度設備に要する費用</p>	<p>第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額</p>

様式第2号（別紙1）⇒新規

様式第2号（別紙1）⇒新規

様式第2号（別紙1）

検査実績件数・営業日数報告書

● 実施期間： 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(1) 事業者ごとの検査実績 ※週次報告の件数と一致させる

該当週 期間開始日 ~ 期間終了日	定額促進事業			一般検査事業			合計
	PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	計	
~			0			0	0
~			0			0	0
~			0			0	0
~			0			0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(2) 「実施場所（店舗・検査拠点）」ごとの無料検査の検査実績・営業日数

実施場所 (店舗名・検査拠点名)	定額促進事業			一般検査事業			検査件数 計 (A)	当該月の営業日数 (B)	1日当たりの検査件数 (C) = (A)/ (B)	1日当たり 50件を超える 場合の、単位 計算書提出 の要否
	PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	計				
1			0			0	0			
2			0			0	0			
3			0			0	0			
4			0			0	0			
5			0			0	0			
6			0			0	0			
7			0			0	0			
8			0			0	0			
9			0			0	0			
10			0			0	0			
合計	0	0	0	0	0	0	0			

○ 「0」の場合、(1)と(2)の合計が一致

『1日当たり50件を超える場合の、単位計算書提出の要否』の結果による対応

×不要	全ての店舗で「×不要」の場合は、50件以下の単価を上限として、補助額を算出
○必要	様式第2号（別紙2）により単価を計算して、補助額を算出

※「50件を超える」⇒小数点以下を切り上げるので、例えば、一日当たりの検査件数が「50.45」の場合は、「50件を超える」実施場所となります

様式第2号（別紙2）⇒新規

様式第2号（別紙2）⇒新規

様式第2号（別紙2） 1日当たりの検査実績が50件を超える実施場所の、検査費用等計算表

実施開始年度月日 実施場所(店舗等)名

検査件数	定着促進事業			一般検査事業			検査種別		合計
	PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	
仕入日が04.29以前のキットによる検査分			0			0	0	0	0…①
仕入日が04.29以降のキットによる検査分			0			0	0	0	0…②
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

検査キット原価(PCR検査+抗原定量検査)

(1)仕入日が04.29以前のキットによる検査分…①

○上記額の範囲で、仕入れ額(税込額)×実案件数で算出

(2)仕入日が04.29以降のキットによる検査分…②

①補助上製経

区分	基準額(A)	対応する件数(B)	補助額(A×B)	対応する件数(B)の考え方
① 1～50件	7,000 円	0 件	0 円	「50件×実案件数×PCR検査等の割合」
② 51件～100件	5,000 円	0 件	0 円	「(100件×実案件数×PCR検査等の割合)－①の件数」又は「実案件数－①の件数」
③ 101件以上	3,000 円	0 件	0 円	「実案件数－(①+②の件数)」
計		0 件	0 円	

(A)

②実際の検査キット原価

検査費用率	PCR検査件数	小計	合計
		0	
		0	
		0	
合計	0	0	0

PCR等補助額＝
(A)と(B)の低い額
0 円

●定着促進事業実施期間中の場合⇒定着促進事業と一般検査事業の按分を計算します

事業区分	合計額	×	件数	÷	全案件数	=	各事業ごとの額
定着促進事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	#DIV/0! 円
一般検査事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	#DIV/0! 円
合計							#DIV/0! 円

⇒様式第2号「1検査キット原価」に入力、様式第2号の(A)欄は空欄にして、(B)及び(C)欄に直接入力

検査キット原価(抗原定性検査)

○上記額の範囲で、仕入れ額(税込額)×実案件数で算出

区分	基準額(A)	対応する件数(B)	補助額(A×B)	対応する件数(B)の考え方
① 1～50件	2,500 円	0 件	0 円	「50件×実案件数」
② 51件～100件	1,800 円	0 件	0 円	「50件×実案件数」又は「実案件数－①の件数」
③ 101件以上	1,100 円	0 件	0 円	「実案件数－(①+②の件数)」
計		0 件	0 円	

●定着促進事業実施期間中の場合⇒定着促進事業と一般検査事業の按分を計算します

事業区分	合計額	×	件数	÷	全案件数	=	各事業ごとの額
定着促進事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	#DIV/0! 円
一般検査事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	#DIV/0! 円
合計							#DIV/0! 円

⇒様式第2号「2各種検査等」に入力、様式第2号の(A)欄は空欄にして、(B)及び(C)欄に直接入力

